

中小業者世帯も活用できます

国・地方の予算で運営

「生活福祉資金貸付制度」

保証人要件緩和、返済期間延長、金利引き下げなど、制度が改善されました！

民商にご相談ください！

全商連の要望が生かされ、「生活福祉資金貸付制度」が10月から改善されました。これまで中小業者が必要とする経費に対応してきた「生業費」は福祉費に統合され、返済期間を最長20年とし、保証人がなくても利用可能となりました。

この制度を管轄する厚生労働省担当者は、「年齢、資金使途（運転・設備）に制限はない。他の借入の事故も問わない。一時的な経費で、これを乗り切れば回っていくという場合は対象」と説明しています。

< 制度の概要 >

- 目的 資金貸付けや援助指導で低所得者、障害者、高齢者の安定生活を確保
- 実施主体 都道府県社会福祉協議会
- 貸付対象 低所得世帯（市町村民税非課税程度）で必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯や障害者世帯、高齢者世帯
- 申込窓口 福祉費、教育支援費は地域の民生委員。その他の貸付制度は各市町村の社会福祉協議会

■生活福祉資金貸付条件等一覧 抜粋)

※制度の一部です。詳しくは民商にお尋ねください

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	返済期限	貸付利率	保証人	
福祉資金	福祉費	・ 生業を営むための費用	460万円	6月	20年	保証人あり:無利子 なし:年1.5%	原則必要。ただし、保証人なしでも貸付可
		・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年		
		・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円。 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年		
		・ 災害を受けたときにより臨時に必要な経費	150万円		7年		
		・ その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年		
※上記以外にも「技能習得」「福祉用具等の購入」「冠婚葬祭」「住居の移転等」に必要な経費などがあります。		※上記は目安であり、個別の状況により福祉費の範囲内(上限額580万円以内、据置期間6月、償還期間20年以内)で貸付可能。					
総合支援資金	生活支援費	・ 生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・ 貸付限度:12月分以内	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり:無利子 なし:年1.5%	原則必要。ただし、保証人なしでも貸付可
	一時生活再建費	・ 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費をまかなうことが困難である費用 ・ 就職・転職を前提として技能習得に要する経費 ・ 滞納している公共料金等の立て替え費用 ・ 債務整理をするために必要な経費	60万円以内	貸付の日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
	住宅入居費	・ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内				
教育支援資金	教育支援費	・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	<高校>月3.5万円以内 <高専・短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	世帯内で連帯借受人が必要
	就学支援費	・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				